

設計図書（当初）

令和 3 年度

公共下水道汚水流量調査業務委託

課長	係長	検算者	担当者

表-1に示す設計図書は、佐野市業務委託契約書第1条第1項に定める設計図書である。

表-1 設計図書内訳

表紙	設計書	位置図	本工事内訳表	仕様書	図面
P 1	P 2	P 3	P 4 ~P 12	P 13 ~P 20	-

参考資料

表-2に示す参考資料は、佐野市業務委託契約書第1条第1項に定める設計図書ではない。

表-2 参考資料内訳

数量計算書	その他	
-	-	

設 計 書

市 長	副市長	局 長	課 長	係 長	検算者	設計者
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

令和3年度	委託名	公共下水道汚水流量調査業務委託		履行期間	令和 年 月 日～令和 3年11月30日まで	
作成 令和3年5月	履行場所	佐野市 奈良湊町外		設計者名		
設計理由						
委託の種別および概要	<汚水> 調査対象延長 L=5900m					
	流量計測工	(設置、巡回点検、撤去)		8 箇所		
	報告書作成	(流量計測、降雨観測)		1 式		

数量総括表 (設計書)

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量 (前回)	数量 (今回)	摘 要
調 査					
調査工		1 式			Y10ZZ
水理調査		1 式			Y1043
水理調査工		1 式			Y10432EY
流量計測工		1 式			Y10432EY485
流量計測工(設置)		箇所		8	G0001
流量計測工(巡回点検)		箇所		8	G0002
流量計測工(撤去)		箇所		8	G0003
流量計測工(計測器損料)		日			G0004
報告書作成工		1 式			Y10432EY486
報告書作成工(流量計測工)		箇所		8	G0005
報告書作成工(降雨観測工)		箇所		1	G0006

数量総括表（設計書）

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量 (前回)	数量 (今回)	摘 要
直接工事費		1 式			
共通仮設費 (率分)		1 式			
共通仮設費計		1 式			
純工事費		1 式			
現場管理費		1 式			
工事原価		1 式			
一般管理費等		1 式			
一般管理費等計		1 式			
工事価格		1 式			
工事価格計		1 式			
消費税・地方消費税額		1 式			
請負工事費		1 式			

数量総括表 (設計書)

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量 (前回)	数量 (今回)	摘 要
流量計測工(設置)					G0001
調査技師		人			RA730
調査助手		人			RA735
調査作業員		人			RA010
トラック [普通型]		時間			MA422
軽油	1.2号 パトロール給油	L		29.4	TSX24
諸雑費		%			#0001
小計		箇所		6	
計		箇所		1	

数量総括表（設計書）

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量 (前回)	数量 (今回)	摘 要
流量計測工(巡回点検)					G0002
調査技師		人			RA730
調査助手		人			RA735
調査作業員		人			RA010
ライトバン [二輪駆動]		時間			MD296
ガソリン	レギュラー スタンド	L		15.6	TSX32
諸雑費		%			#0001
小計		箇所		10	
計		箇所		1	

数量総括表 (設計書)

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量 (前回)	数量 (今回)	摘 要
流量計測工(撤去)					G0003
調査技師		人			RA730
調査助手		人			RA735
調査作業員		人			RA010
トラック [普通型]		時間			MA422
軽油	1.2号 パトロール給油	L		29.4	TSX24
諸雑費		%			#0001
小計		箇所		10	
計		箇所		1	

数量総括表 (設計書)

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量 (前回)	数量 (今回)	摘 要
報告書作成工(流量計測工)					G0005
管理主任技師		人			RA627
管理技師		人			RA727
調査技師		人			RA730
調査助手		人			RA735
諸雑費		%			#0001
小計		箇所		3	
計		箇所		1	

数量総括表（設計書）

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量 (前回)	数量 (今回)	摘 要
報告書作成工(降雨観測工)					G0006
調査技師		人			RA730
調査助手		人			RA735
諸雑費		%			#0001
小計		箇所		32	
計		箇所		1	

公共下水道汚水流量調査業務委託

標準仕様書

佐野市

第1章 総則

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、佐野市公共下水道の汚水流量調査業務委託（以下「調査委託」という）に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先する。
- (3) 仕様書、特記仕様書及び設計図書等に疑義が生じたときは、監督職員に報告し、指示を受けること。

2. 用語の定義

この仕様書において、次の各号の掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「指示」とは、発注者の発議により監督職員が請負者に対し監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を書面で示し、実施させることをいう。
- (2) 「承諾」とは、請負者の発議により請負者が監督職員に書面で報告し、監督職員がそれを了承することをいう。
- (3) 「協議」とは、監督職員と請負者が対等の立場で合議することをいう。
なお、協議の内容については請負者が記録すること。

3. 法令の遵守

請負者は、調査委託の執行にあたり労働基準法、労働安全衛生法、その他の関連法令、規則及び調査委託に関する法規を自らの負担と責任において遵守し、調査委託の円滑な進捗を図るものとする。

4. 手続き及び提出書類

- (1) 調査委託の執行にあたり、関係官公庁およびその他に対する必要な手続きは、原則として請負者が事前に行わなければならない。
- (2) 関係官公庁およびその他に対して打合せを要するとき、又は関係官公庁およびその他の指導を受けたときは、遅延なくその旨を監督職員に報告しなければならない。
- (3) 請負者は、調査委託の作業に着手する前に、調査計画書を作成すること。また、同計画書は監督職員に提出し確認を受けること。

5. 調査委託の執行体制

- (1) 請負者は、調査委託の技術及び経験を有する業務主任技術者を選任し、所定の業務に従事させること。
- (2) 請負者は、調査委託の技術及び経験を有し、かつ資格を有する照査技術者を選任して、所定の業務に従事させること。
- (3) 請負者は、善良な作業員を選び、秩序正しい委託調査作業（以下「作業」という）

をなさしめ、かつ熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を使用すること。

- (4) 請負者は適正な作業の進捗を図るために、十分な数の作業員を配置しなければならない。

6. 地元住民との協調

- (1) 請負者が作業に当たり地元住民等と協議を必要とするとき、又は要望交渉があったときは、誠意をもってこれに対応し、その内容または結果を速やかに監督職員に報告すること。
- (2) 請負者は、いかなる名目であっても地元住民からこの作業について報酬等を受けてはならない。
なお、作業員等の上記行為についても、請負者がその責任を負うものとする。

7. 損害賠償及びその補償

- (1) 請負者は、下水道工作物に損傷を与えたときは、直ちに監職督員に報告し、その指示に従って原型復旧および賠償の全責任を負うものとする。
- (2) 請負者は、作業に当たり万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うものとする。

8. 工程管理

- (1) 請負者は、業務実施計画書に記載の工程表に従った工程管理をすること。やむを得ず、これと異なる工程管理をする場合は、あらかじめ実施工程表を作成し、監督職員と協議し、承認を受けること。この場合の工程管理は、実施工程表により適正に行うこと。
- (2) 作業の計画日程は、事前に監督職員に報告すること。
- (3) やむを得ず計画日以外に作業を行う必要がある場合は、あらかじめその作業内容、作業時間等について監督職員の承諾を得ること。
- (4) 道路使用許可に記載された施行日、施行時間等の条件を厳守すること。

9. 作業記録写真

- (1) 請負者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、作業完了時に提出すること。
 - ① 写真には作業名、作業場所、作業対象及び請負者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
 - ② 一枚の写真では状況が明らかにならない場合は、貼りあわせること。
 - ③ 写真は原則としてカラー写真とし、その大きさはサービス判とすること。
 - ④ 使用機械の設置状況及び酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、保安施設状況のほか監督職員が指定する内容について行うこと。

第2章 安全管理

1. 保安設備の設置及び現場管理

- (1) 作業員は、現場環境に対応した十分な保安設備を施すこと。
- (2) 作業中は交通安全確保のため、交通誘導員を配置し、車輛及び走行車の通行の誘導、整理をおこなうこと。
- (3) 現道上の作業は、交通量の多い時期（五十日、週末など）や時間帯（通勤、帰宅）を極力避けるようにすること。
- (4) 現場内の整理整頓、その他現場管理には細心の注意を払うこと。

2. 作業員の安全管理

- (1) 請負者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、「労働安全衛生法」「酸素欠乏等防止規則」及び「市街地建設工事公衆災害防止対策要綱」等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講じること。
- (2) この作業に当たって、下水道工作物又はガス管等の付近では火気厳禁とする。
- (3) 作業に使用する機材は、常に点検し十分な整備をしておくこと。
- (4) 万一事故が発生したときは、直ちに二次災害の防止措置と被災者の救護を図り、関係官公所に通報するとともに、速やかに監督職員に報告すること。

第3章 作業について

1. 一般事項

- (1) 請負者は作業日を事前に監督職員に連絡すること。
- (2) 請負者が監督職員の指示に反して作業を続行した場合、および監督職員が事故防止上危険と判断した場合には、作業の一時中止を命ずることがある。
- (3) 作業に当たり道路等を汚したときは、作業終了の都度に洗浄清掃すること。
- (4) 作業終了後は、速やかに使用機器や仮設物等を搬出し、作業箇所の清掃を行うこと。
- (5) 請負者は「調査計画書」に作業箇所、作業順序等を定め、事前に監督職員に連絡すること。
- (6) 請負者は「調査計画書」作成前に調査内容及び調査方法を監督職員と協議すること。
- (7) 作業にあたっては下水道工作物を傷めないような保護処置を講じ、損害を与えないよう十分留意すること。
- (8) 作業にあたり、仮締切を必要とする場合は、周辺状況を十分調査のうえ計画を立て、監督職員の承諾を得ること。
- (9) 請負者は作業にあたり地域住民等に迷惑がかからないよう騒音や振動等の発生の防止に努めること。

2. 調査作業

(1) 作業時間

作業時間にあたっては道路使用許可条件を厳守すること。

(2) 作業前点検

請負者は、作業員がマンホール内に入る時は必ず換気を行わせ、かつ内部の酸素濃度、硫化水素濃度、一酸化炭素濃度等を計測し安全を確保させること。なお換気はマンホール内入場前から退場後まで継続して行わせること。また、呼吸用保護具等を常備すること。

(3) 作業主任者

請負者は、作業に必ず酸素欠乏危険作業主任者を従事させ、その指揮のもとに作業を行わせること。

請負者は労働安全衛生法に基づく酸素欠乏危険作業主任者技能講習を受けさせた者の中から作業主任者を選任すること。

(4) 異常時の処置

調査作業の続行が困難になったときは作業を一時中止し、直ちに監督職員に報告し指示を受けること。

3. 報告書（2部提出《調査データ、画像データをCD-ROMまたはDVD》にて提出）

(1) 調査結果は各報告書及び以下の成果品で提出すること。

①調査結果報告書

ア. 流量計測報告書

イ. 降雨観測報告書

ウ. 考察（各調査の考察及び総括的考察）

②その他

ア. 打合せ議事録

イ. 作業日報

ウ. 安全日報

エ. 写真帳

オ. その他監督職員の指示するもの

(2) 調査結果は、発注者の承諾無く公表してはならない。

第4章 その他

1. 作業の完了

調査委託は、所定の成果品が提出された後、本市検査員の検査をもって完了とする。

2. 検査

(1) 完了検査について、発注者から要請があった場合は、請負者または代理人が必ず立ち

会うものとする。

- (2) 検査は、請負者の提出した日報、写真、完了図書等に基づいて行うが、万一不完全な箇所があった場合には、再度の調査を行うこと。なお、これに要する費用は全て請負者の負担とすること。
- (3) 検査は、佐野市建設工事等執行規則、佐野市建設工事検査要綱、業務委託契約書等により行う。

3. 特に定めのない事項

- (1) 契約書、仕様書及び設計図書等、特に明示していない事項で、調査委託の実施上当然必要な事項については、請負人の負担において処理すること。
- (2) 調査箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、すみやかに監督職員に報告すること。
- (3) その他特に定めのない事項について問題が生じた場合は、速やかに監督職員に報告して協議をすること。

特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

- (1) この特記仕様書は、「公共下水道汚水流量調査業務委託標準仕様書」の第1章1.(2)、(3)で定める特記仕様書とする。
- (2) この仕様書に記載されていない事項は、前記標準仕様書による。

2. 業務内容

- (1) 名 称 公共下水道汚水流量調査業務委託
- (2) 履 行 場 所 佐野市奈良湊町外
- (3) 調査対象箇所 流量計 8 箇所、
降雨計 1 箇所
とちぎ県リアルタイム雨量河川水位観測情報
(県)安蘇庁舎雨量観測局(堀米町)にて測定
- (4) 調査対象延長 L=5900m
- (5) 調 査 期 間 8 日
- (6) 調 査 対 象 公共下水道の汚水流量の調査及び降雨量のデータ集計
- (7) 調査対象地域 別添位置図に示す区域内 (赤枠で囲まれた区域内)
- (8) 報告書作成 一式

3. 調査内容

- (1) 流量調査
監督職員が指定するマンホール内にポータブル型フローメーターを設置し、汚水流量を計測する。
- (2) 降雨観測
とちぎ県リアルタイム雨量河川水位観測情報-(県)安蘇庁舎雨量観測局(堀米町)-にて測定されたデータを集計する。
- (3) 巡回点検
調査期間中は、7日以内に1回、各調査箇所の機械点検や清掃、データ回収等を行うこと。
- (4) 報告書作成
調査箇所の流量を用いて、流量と降雨量の関係が分かる資料を作成し、平日・休日・晴天時・降雨時を比較するグラフ等を作成するとともに、侵入水の種類及び原因並びに今後の不明水対策について考察すること。

4. 履行期間

契約締結日から令和3年11月30日までとする。(雨天・日曜・祝日・夏期休暇及び年末年始休暇のほか、作業期間の全土曜日を含む)

5. 安全対策

本業務における交通誘導警備員については、警備業者の作業員とし、交通誘導、作業車の誘導等に従事するものとし、配置場所については監督職員と協議すること。なお、警察等の協議により変更が生じた場合は別途協議する。

交通誘導警備員は延べ8人を見込んでいる。

区分	現場条件	交通誘導警備員 A			交通誘導警備員 B		
		日数	配置	人数	日数	配置	人数
1	昼間勤務 (交代なし)	0	0	0	4	2	8

6. その他

- (1) 調査内容の詳細及び報告書様式については、事前に監督職員と協議して定めるものとする。
- (2) 作業に使用する器材は、マンホール内に設置することにより、溢水が発生しない構造とすること。